

5 相手方のある事故等（第三者加害事案）について

手引 65 頁～

○相手方のある事故等（第三者加害事案）

職員が通勤途中で車にはねられたり、職務中に殴られたりした場合のように、相手方（第三者）の加害行為によって発生し、相手方（第三者）に損害賠償責任がある公務災害・通勤災害のことを第三者加害事案とといいます。

なお、スポーツ中の事故で、相手方に故意や重大な過失がない場合や、被災職員の一方的過失による交通事故等は第三者加害事案にはなりません。

○被災職員に生じる請求権

第三者加害事案の場合は、被災職員にとって概ね次の請求権が生じますが、これらの請求権は、同一内容のものに関し重複して請求は出来ません。

- ・民法等による損害賠償請求権
- ・交通事故については、自動車損害賠償保障法による損害賠償請求権
- ・地方公務災害補償法（基金）による補償の請求権

○どちらに請求するか（賠償先行と補償先行）

第三者加害事案の場合は、被災職員は、相手方（第三者）に対して損害賠償を請求することもできるし、基金に対して補償の請求をすることもできます。

①賠償先行（示談先行）

基金では、第三者加害事案については、原因者負担の原則から、当事者が示談により損害額を決め、先に相手方（第三者）に直接損害賠償を請求する、賠償先行（示談先行）を原則としています。

これは、簡単に治癒するような傷病で、加害者に誠意があり、損害額も迅速に支払われるような場合は極めて有効で、治療費などと同時に慰謝料の請求もでき、被災職員にとって有利なためです。

②補償先行

しかし、次のような事情がある場合には、被災職員が損害賠償を受ける事が困難となることもありますので、そのような場合、基金の補償を先行させることができます。

- ・加害者に誠意がない場合
- ・加害者に資力がない場合
- ・加害者が特定できない場合（ひき逃げなど）
- ・治療費が高額又は療養期間が長期間を要すると見込まれる場合 など

○補償と損害賠償の調整（免責と求償）

被災職員が、同一の災害により生じた損害に対して補償と損害賠償を二重に受けたり、

あるいは、基金が補償を行うことによって第三者が損害賠償の責めを免れることは公正を欠くため、法に基づく調整を行います。

①免責

基金が補償すべき治療費などについて、被災職員が損害賠償を受けたときは、基金はその価額の限度において補償の義務を免れる（補償は行われたい）こととなります。

②求償

逆に、基金が先に補償を行ったときは、基金はその補償した価額の限度において、被災職員が第三者に対して有していた損害賠償請求権を取得し、後日、基金が第三者に賠償金の支払いを請求することとなります。

○示談を行う場合

示談は、一般的には事故等の当事者間の問題であって、自由に進めればよいのですが、公務災害などの認定をしたものについては、示談内容によっては後日の求償が困難になるなどの問題が残るので、補償の有無にかかわらず、示談締結の前に、必ずその内容を基金に連絡、協議することとし、無断で示談締結しないようにしてください。